

「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の締結について

平成 19 年 5 月 11 日
独立行政法人
労働者健康福祉機構
新潟労災病院
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

独立行政法人 労働者健康福祉機構 新潟労災病院（新潟県上越市東雲町 1 - 7 - 12 院長：酒井邦夫）と東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県柏崎市青山町 16-46 所長：千野宗雄）は、本日、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を締結しましたのでお知らせします。

独立行政法人 労働者健康福祉機構 新潟労災病院では、「働く人の健康を守り、地域の急性期医療に貢献すること」を理念とし、また、基本姿勢として、良質な医療の提供、患者の権利を尊重した患者中心の医療の提供、地域の急性期医療を担当する高機能病院としての救急医療の実践、働く人の健康の保持・増進、という 4 項目を掲げており、地域医療ならびに勤労者医療の中核病院としての活動を展開しております。

そこで、このたび、県内に所在する原子力発電所において発生の可能性がある放射性物質による汚染（付着）を伴う傷病者の診療について受け入れることといたしました。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所では、これまでも、発電所内で保守作業等を行っている際に、放射性物質による汚染を伴うような傷病者が発生した場合は、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、覚書を締結した病院*にて診察をお願いすることになっております。

今回、新たに締結した覚書は、放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合に的確な救急医療が行われるよう体制強化を図るために取り交わしたものです。

以上

*：柏崎刈羽原子力発電所においては、新潟県厚生農業協同組合連合会 刈羽郡総合病院（新潟県柏崎市北半田 2-11-3）との間で、平成 12 年 3 月に「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を取り交わしている。